

＜対策のポイント＞

地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握し、これに基づき中心経営体への農地の集約化の将来方針を記載する等、人・農地プランの実質化の取組を強力に推進するため、各種取組を支援します。

＜政策目標＞

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 人・農地プランの実質化活動

- 農地所有者等へ今後の農地利用に関するアンケートの実施
- 地図による現況把握
- コーディネーター役を担う者を対象とした研修の実施
- 集落・地域における話し合いを行うための会合の開催
- 検討会の開催
- 人・農地プランの周知、フォローアップ等

2. 専門家（コーディネーター役）の派遣等

- 話し合いを円滑に進めるため、実務経験豊富な専門家（コーディネーター役）を市町村が派遣
- 経営改善計画のフォローアップ及び再認定

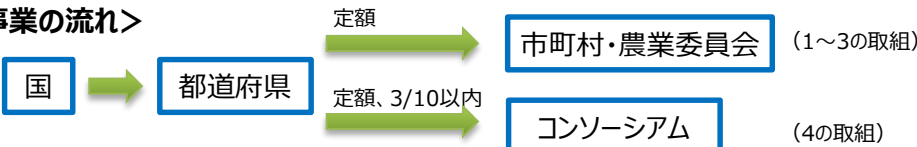
3. 市町村・都道府県の推進活動

- 事業説明会、意見交換会の開催経費
- 市町村の活動費（職員の超過勤務手当、アルバイト賃金等）

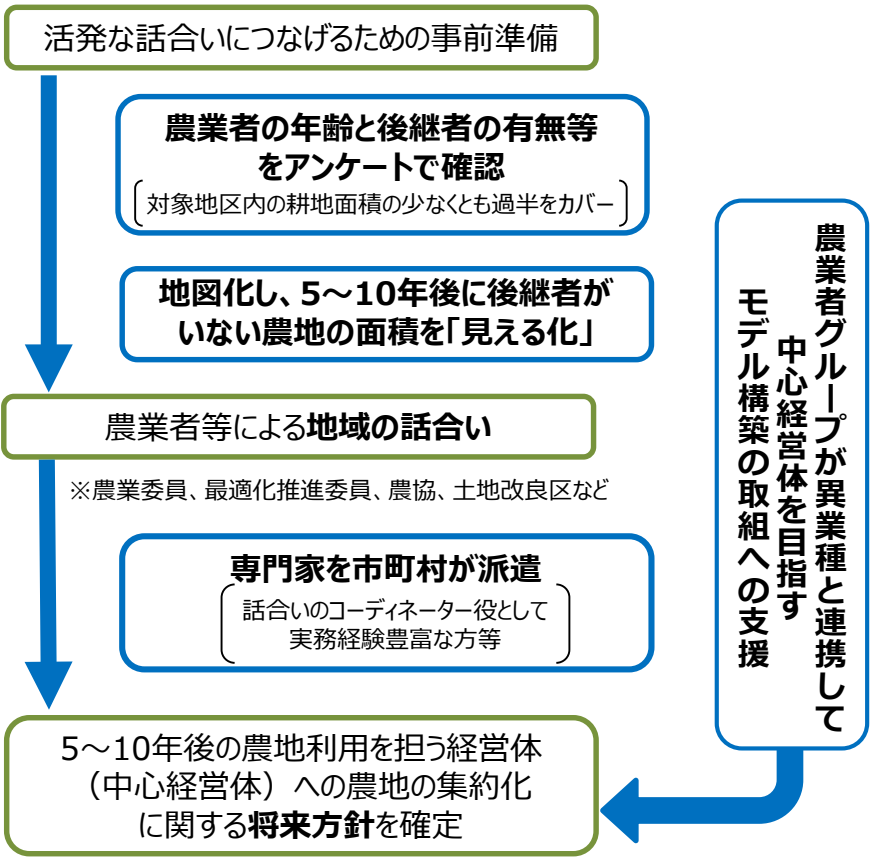
4. 農業者グループが異業種と連携して中心経営体を目指すモデル構築

- 農業者グループ（複数戸）が販売事業者等と連携して地域を担う人・農地プランの中心経営体を目指すモデル構築のため、必要なコンサル派遣や機械の整備等に係る経費を支援

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

農業経営の法人化、規模拡大等をはじめとした農業経営者が抱える諸課題に対して、農業経営相談所が適切にアドバイスする取組を支援します。

＜政策目標＞

- 法人経営体数を5万法人に増加〔令和5年度まで〕
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大〔令和5年度まで〕

＜事業の内容＞

1 農業経営者サポート事業

都道府県レベルに農業経営相談に関する体制を整備し、関係機関と連携して行う農業経営の法人化、規模拡大等に関する経営相談、経営診断や巡回指導などの取組を支援します。また、新規就農相談や雇用就農者の定着に向けた雇用就農者向けの研修会の開催等を支援します。

※ 円滑な経営継承を後押しするための高齢化した担い手の経営継承計画の作成や人・農地プランの実質化に向けた円滑な話し合いを進めるために必要な実務経験豊富なコーディネーター（専門家）の派遣を人・農地問題解決加速化支援事業において支援します。

2 農業経営法人化支援事業

経営相談等をした集落営農等が法人化する取組（定額25万円）を支援します。

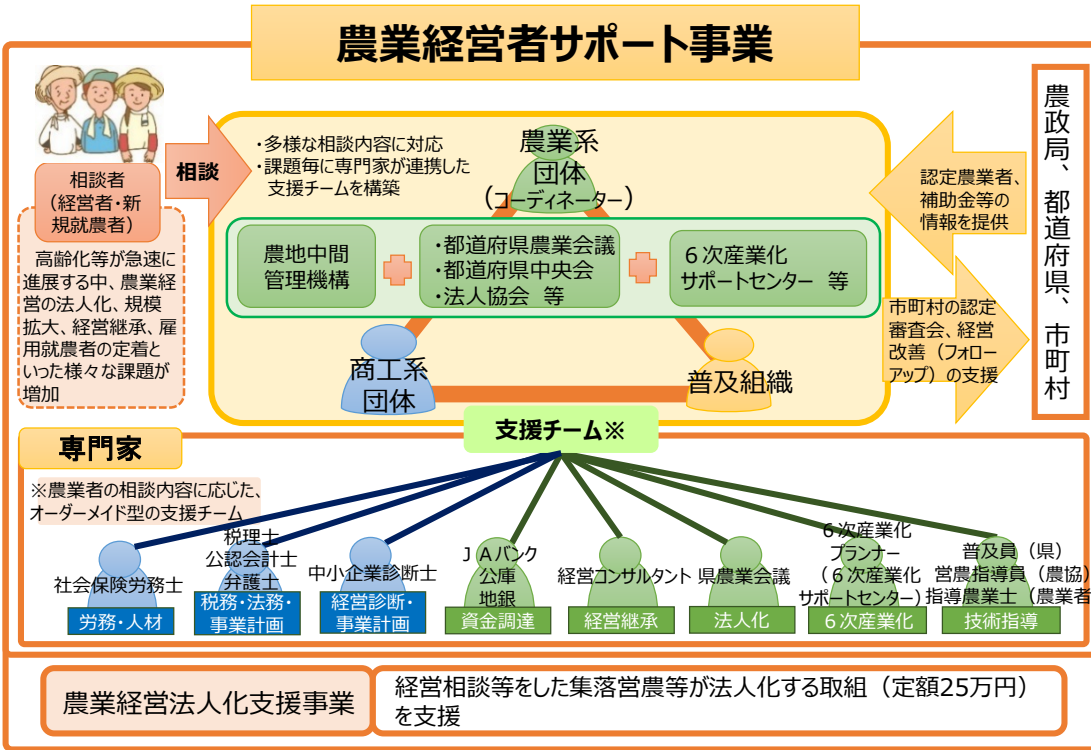
3 法人化推進委託事業

農業経営の高度化に向けた取組事例等の調査・分析、対応方向の検討を行います。

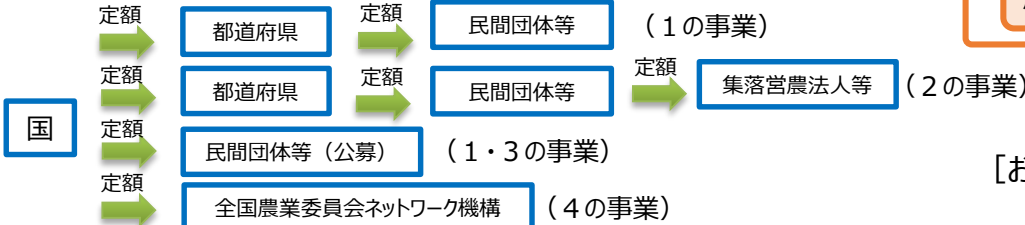
4 新規就農・労働力確保支援事業

就農希望者の円滑な就農を促進するため、相談員による情報提供活動等を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 (1～3の事業) 経営局経営政策課 (03-6744-2143)  
(1、4の事業) 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

＜対策のポイント＞

- 産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援します。
- 地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための新たな生産事業モデルの育成を支援します。

＜政策目標＞

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（145万トン〔令和12年度まで〕）
- 1 中央卸売市場当たりの取扱金額の増加（695億円〔平成28年度〕→719億円〔令和6年度まで〕）
- 意欲ある担い手の育成・確保

＜事業の内容＞

1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化と担い手の経営発展の推進

【都道府県向け交付金】

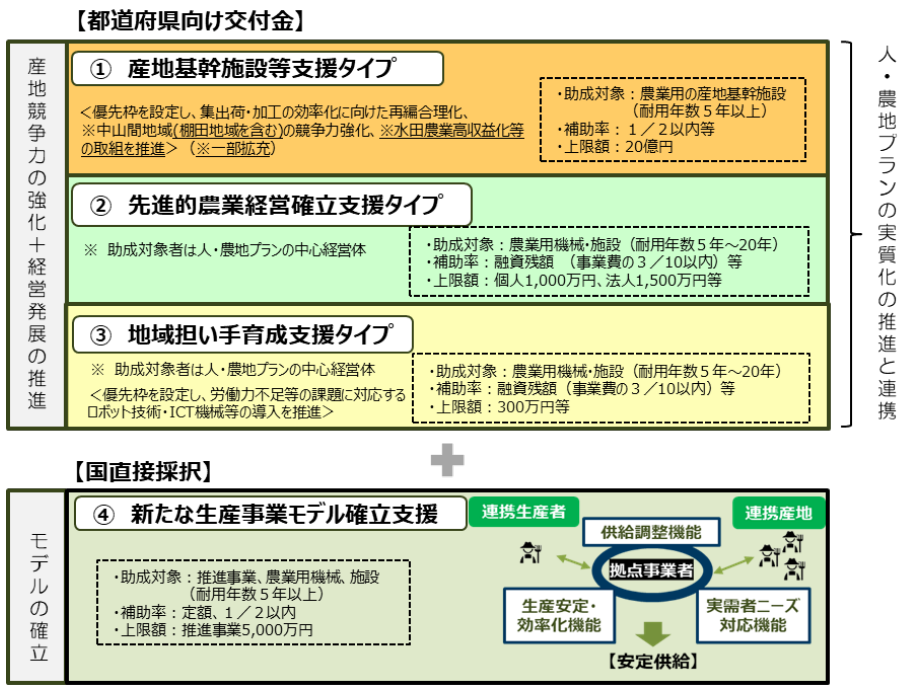
- ① 産地基幹施設等支援タイプ  
ア 産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援  
イ 品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要ストックポイント等の整備を支援

- ② 先進的農業経営確立支援タイプ  
広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援

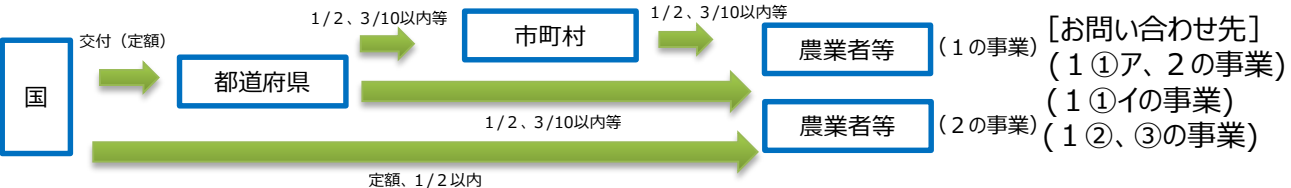
- ③ 地域担い手育成支援タイプ  
ア 農業者の経営基盤の確立や更なる発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援  
イ 小規模・零細地域における、意欲ある経営体の共同利用機械・施設の導入を支援

2. 生産構造の急速な変化に対応するための新たな生産事業モデルの確立【国直接採択】  
拠点となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする新たな生産事業モデルの育成を支援

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



## ＜対策のポイント＞

担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その個人の経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担し、農業者の老後の生活の安定を図ります。

## ＜政策目標＞

農業者の老後生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等を確保

### ＜事業の内容＞

#### ＜農業者年金制度の概要＞

農業者年金は、厚生年金が適用されない個人経営の農業者等を対象に、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される政策年金として昭和46年に発足しました。平成14年以降は、以下の仕組みで実施しています。

- ① 農業者の減少・高齢化等に対応した安定的な制度とするため、将来の年金原資を自ら積み立てる制度（新制度）とし、担い手となる若い農業者の保険料負担を軽減し、その経営を支援します。
- ② 平成13年以前の制度（旧制度）による年金は、国庫の負担により給付します。

#### 1. 特例付加年金助成補助金 1,038（1,073）百万円

新制度に加入する認定農業者等の負担軽減を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成します。助成分の保険料は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

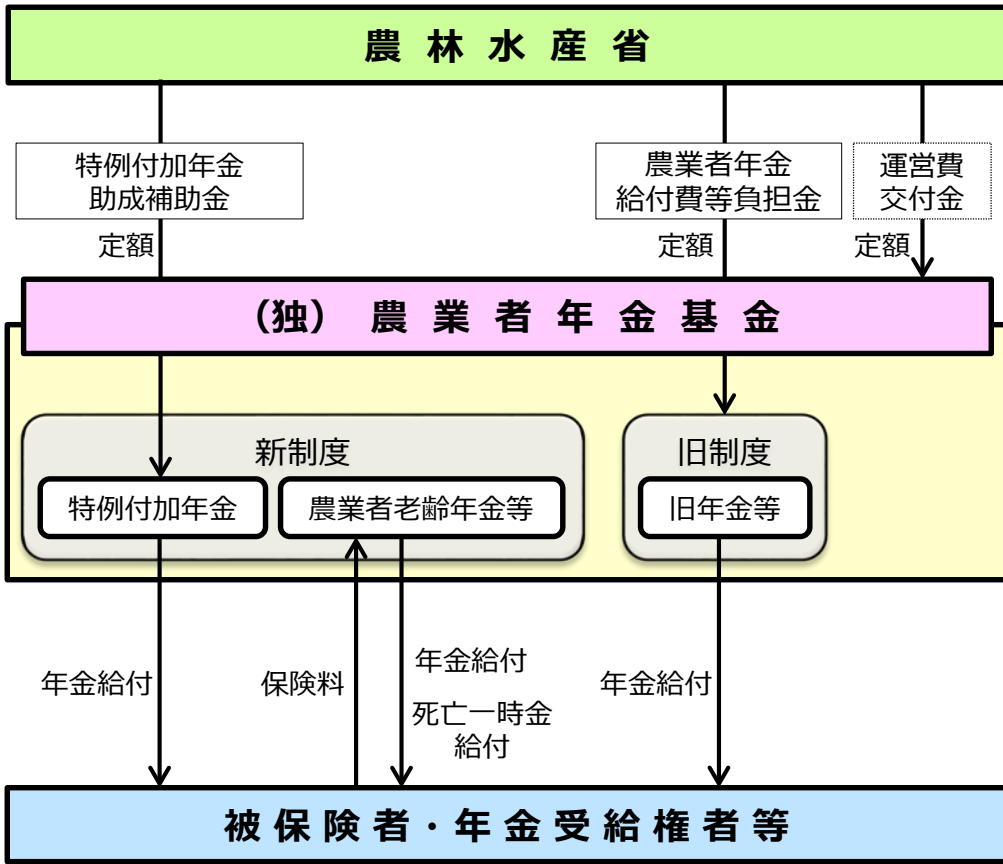
#### 2. 農業者年金給付費等負担金 118,109（118,048）百万円

旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担します。

#### （関連措置）（独）農業者年金基金運営費交付金 3,410（3,369）百万円

独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

### ＜事業イメージ＞



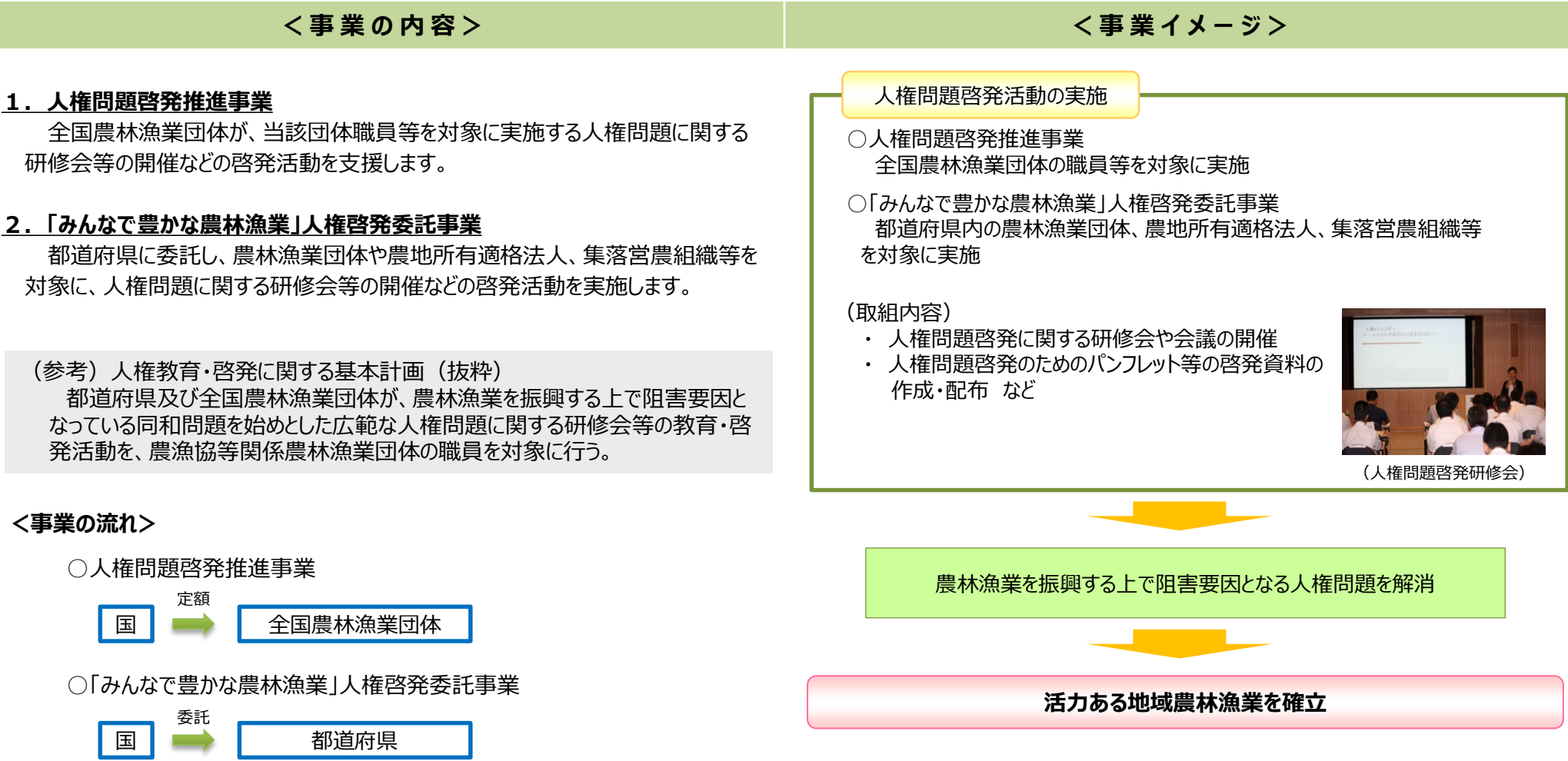


＜対策のポイント＞

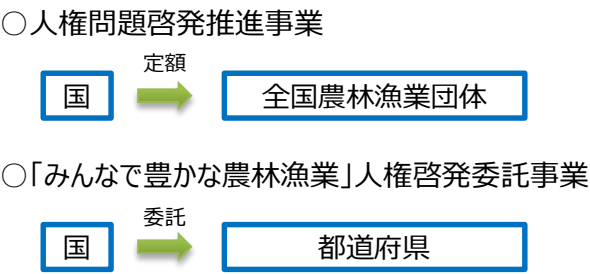
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、農林漁業団体の職員等を対象に人権意識の向上を図るために実施する**人権問題に関する啓発活動を支援**します。

＜政策目標＞

農協、漁協、森林組合及び土地改良区のうち人権啓発活動に主体的に取り組んでいる組織の割合を9割以上に向上



＜事業の流れ＞

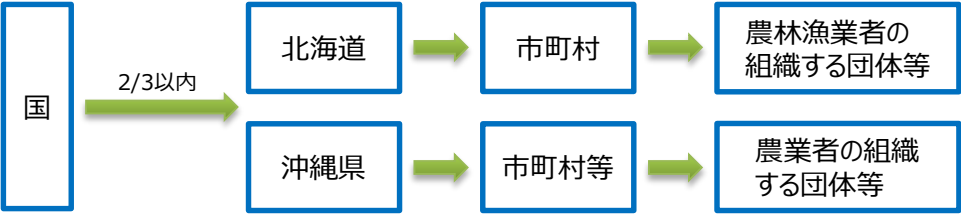


- ＜対策のポイント＞  
北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成に必要な農業用施設等の整備を支援します。
- ＜政策目標＞  
○北海道の全ての事業実施地区において5年度目に地区毎の事業実施計画に定めた目標所得を達成  
○沖縄県において意欲ある多様な経営体を育成

＜事業の内容＞

1. アイヌ農林漁業対策事業 181（221）百万円  
アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、**アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林漁業経営近代化施設等の整備**を支援します。
2. 沖縄農業対策事業 427（474）百万円  
沖縄農業の持続的な発展を図るため、**意欲ある多様な経営体の育成に必要な生産施設・加工施設等の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

背景・課題

アイヌ農林漁家と北海道の一般農林漁家、沖縄農業と本土農業の状況と比較すると、所得や経営規模、農業用施設の整備状況等において、依然として格差がみられます。これらの格差の解消等を目的として進められている、北海道の「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第3次)」や沖縄県の「沖縄振興計画」等に係る施策の着実な推進を図る観点から、北海道のアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成に必要な農業用施設等の整備を支援します。

経営規模等の格差是正と経営の持続的発展のための支援

アイヌ農林漁業対策事業

- 事業対象メニュー：  
農林業生産基盤の整備（区画整理、かんがい排水、農道、林道等）  
農林漁業経営近代化施設の整備  
（農業用機械、温室、集出荷貯蔵施設、畜舎等）  
（林業用機械、機械保管施設、栽培管理施設等）  
（養殖施設、蓄養施設、水産物処理加工施設、水揚荷さばき施設等）

沖縄農業対策事業

- 事業対象メニュー：  
土地基盤、生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備

アイヌ農林漁家の所得の向上及び生活水準の向上  
沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成

# 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

【令和2年度予算額（執行見込額） 26,550（24,853）百万円】

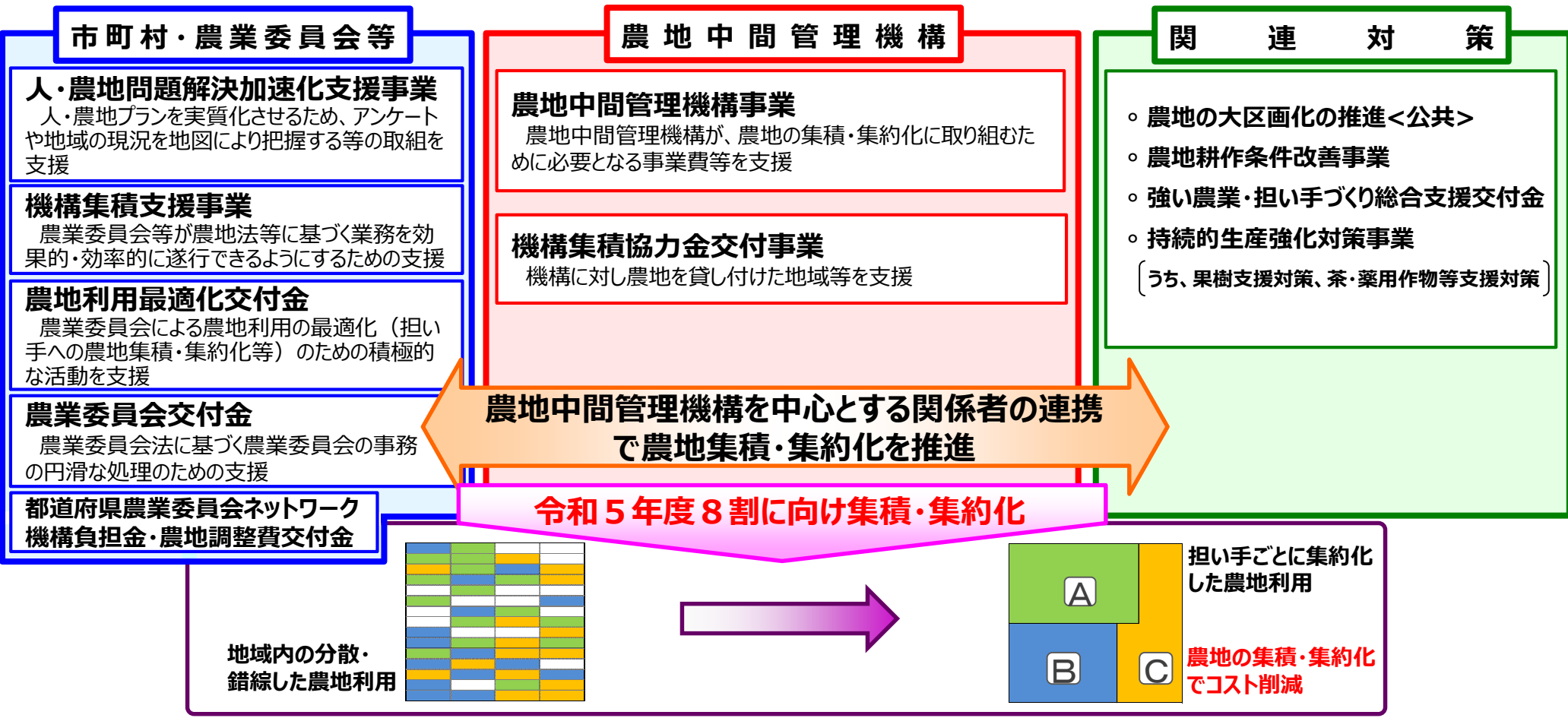
## <対策のポイント>

農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。このため農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援します。

## <政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕

## <事業の全体像>



<対策のポイント>

- 農地集積・集約化に向け、地域の特性に応じて、農地バンク、市町村、農業委員会、ＪＡ、土地改良区等が一体となった体制を構築します。
- 人・農地プランの実質化の推進に必要な地域の話し合いへの支援を強化します。
- 地域集積協力金の単価を平均2割引き上げ、中山間地域の最低活用率要件を平地の1/5に緩和等を行います。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業（執行見込額）6,303（6,273）百万円

※各都道府県の基金及び令和2年度予算で運用

- 機構の事業費（農地賃料、保安全管理費等）及び事業推進費を支援します。機構の農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 機構集積協力金交付事業（執行見込額）5,737（5,105）百万円

※各都道府県の基金及び令和2年度予算で運用

- ① 人・農地プランを実質化し、まとまった農地を機構に貸し付けた地域等に対し、協力金を交付します。
- ② 基盤整備事業の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。

3. 人・農地問題解決加速化支援事業 503（257）百万円

- 異業種との連携により中心経営体を目指すモデル構築の取組や高齢化した担い手の経営継承計画の作成を支援します。
- 人・農地プランを実質化させるため、話し合いを円滑に進めるために必要な実務経験豊富なコーディネーター（専門家）の派遣を含めた取組を支援します。

4. 機構集積支援事業 3,021（2,864）百万円

- 所有者等の農地利用の意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農業委員会が行う人・農地プランの実質化に向けた話し合い、農地情報公開システムの改良等を支援します。

5. 農地利用最適化交付金（執行見込額）5,682（5,058）百万円

- 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

<事業イメージ>

<5年後見直しを踏まえた主な改善点>

○ 人・農地プランの実質化の推進

【人・農地問題解決加速化支援事業、機構集積支援事業】  
人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合い等への支援の充実

○ 機構集積協力金交付事業の改善・重点化

【地域集積協力金】 ※中山間地農業ルネサンス事業に位置付け6割を優先枠化  
①単価：固定化、平均2割引き上げ  
②要件：中山間地域を平地の1/5に緩和（最低機構活用率4％）  
【集約化タイプ】担い手同士の農地交換も支援  
【経営転換協力金】令和5年度までに段階的に縮減・廃止  
【農地整備・集約協力金】対象：「農地耕作条件改善事業」

○ 人・農地プランの実質化による交付基準への反映

【農地利用最適化交付金】  
実質化したプランに位置付けられた集積の予定面積を成果として評価等  
【地域集積協力金】 実質化したプランの策定地域を対象  
※ 令和2年度までは、プランの実質化に向けた工程表が作成されている場合を含む

<事業の流れ>

国

交付等（定額等）

都道府県

農地中間管理機構

市町村

市町村・農業委員会

地域・農業者

等

【お問い合わせ先】

（1、2①の事業） 経営局農地政策課（03-6744-2151）

（2②の事業） 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

（3の事業） 経営局経営政策課（03-6744-0576）

（4の事業） 経営局農地政策課（03-6744-2152）

（5の事業） 経営局農地政策課（03-3592-0305）



＜対策のポイント＞

農地利用の最適化のための農業委員会の活動等に必要な経費を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していきます。

＜政策目標＞

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 農業委員会交付金 4,718（4,718）百万円

- 農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当に必要な経費を交付します。

2. 機構集積支援事業（再掲） 3,021（2,864）百万円

3. 農地利用最適化交付金（再掲）

（執行見込額） 5,682（5,058）百万円

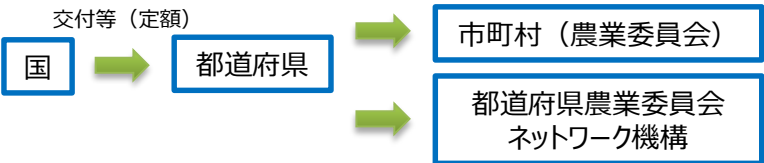
4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 523（515）百万円

- 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

5. 農地調整費交付金 63（62）百万円

- 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可、遊休農地に係る調査等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）



農業委員・推進委員による最適化活動

・農地所有者の意向把握



・集落での話し合い 等



委員の積極的な  
活動を支援

農地利用最適化交付金

農地法等に基づく  
業務を支援

機構集積支援事業

サポート

都道府県農業  
委員会ネット  
ワーク機構

全国農業  
委員会ネット  
ワーク機構

【お問い合わせ先】

（1、3、4の事業） 経営局農地政策課（03-3592-0305）  
（2の事業） 経営局農地政策課（03-6744-2152）  
（5の事業） 経営局農地政策課（03-6744-2153）

＜対策のポイント＞

国有農地等を適切に管理し、早期に処分します。

＜政策目標＞

売却不能な国有農地等をゼロとするため、所要の手続きを実施【令和11年度まで】

＜事業の内容＞

1. 国有農地等管理処分委託費 125（125）百万円

- 国が行う管理のために必要な経費のほか、国有農地等を早期に処分していくため、地番・公図がない処分不能な国有農地等について、測量・境界確定及び表示に関する登記等を行う経費を措置します。

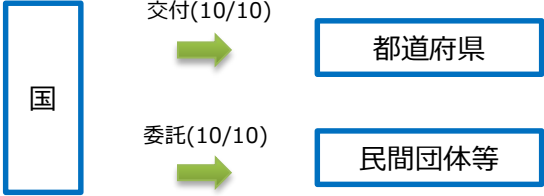
2. 国有農地等事務取扱交付金 1,920（1,782）百万円

- 都道府県が行う国有農地等の管理、買収等の経緯調査、売渡対価等の徴収及び債権管理等を行うための経費を交付します。

3. その他管理処分に要する経費

- （1）農地等価格鑑定料 16（16）百万円  
国有農地等の処分予定地について、不動産鑑定士等にその価格の鑑定を依頼するために必要な経費を措置します。
- （2）不動産購入費 7（7）百万円  
農地等の買収等に必要な経費を措置します。
- （3）幼齡林等補償費 2（2）百万円  
農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【事業対象】

農地法等の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地等（4,030ha）



〔 国有農地等管理処分委託費等（国）、国有農地等事務取扱交付金（都道府県） 〕

【適切に管理するために】

- 土地の管理保全（防災・復旧補修、雑草木等処理、柵・表示板の設置 等）
- 売払や不要地認定に向けた対象地の調査、権利関係の調整 等
- 売渡対価や貸付料の徴収決定・収納、収納未済事案の処理

【早期に処分するために】

- 《売却不能な国有農地等をゼロに》
- 境界が未確定だったり、土地の登記等が完成していないもの  
→測量・境界確定、表示登記を実施
  - 買受優先権のある旧所有者等の買受意向確認が未了のもの  
→旧所有者等の買受意向を公告等により確認



【売却可能な国有農地等から速やかに処分】

- 農業者や買収前の旧所有者等へ売却、財務省へ引継、旧所管庁へ返却、道水路は市町村等へ譲与

# 農業人材力強化総合支援事業

【令和2年度予算額 21,255 (21,003) 百万円】

## <対策のポイント>

就農準備、経営開始に要する資金の交付、農業法人等が働きやすい職場環境を整備しつつ行う実践研修や多様な人材の確保、地域における新規就農者に対するサポート体制づくり、就職氷河期世代を含む幅広い世代へのリカレント教育（学び直し）の実施等を支援します。

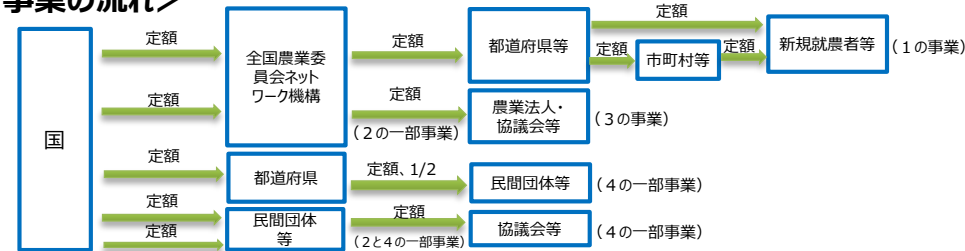
## <政策目標>

40代以下の農業従事者を40万人に拡大 [令和5年まで]

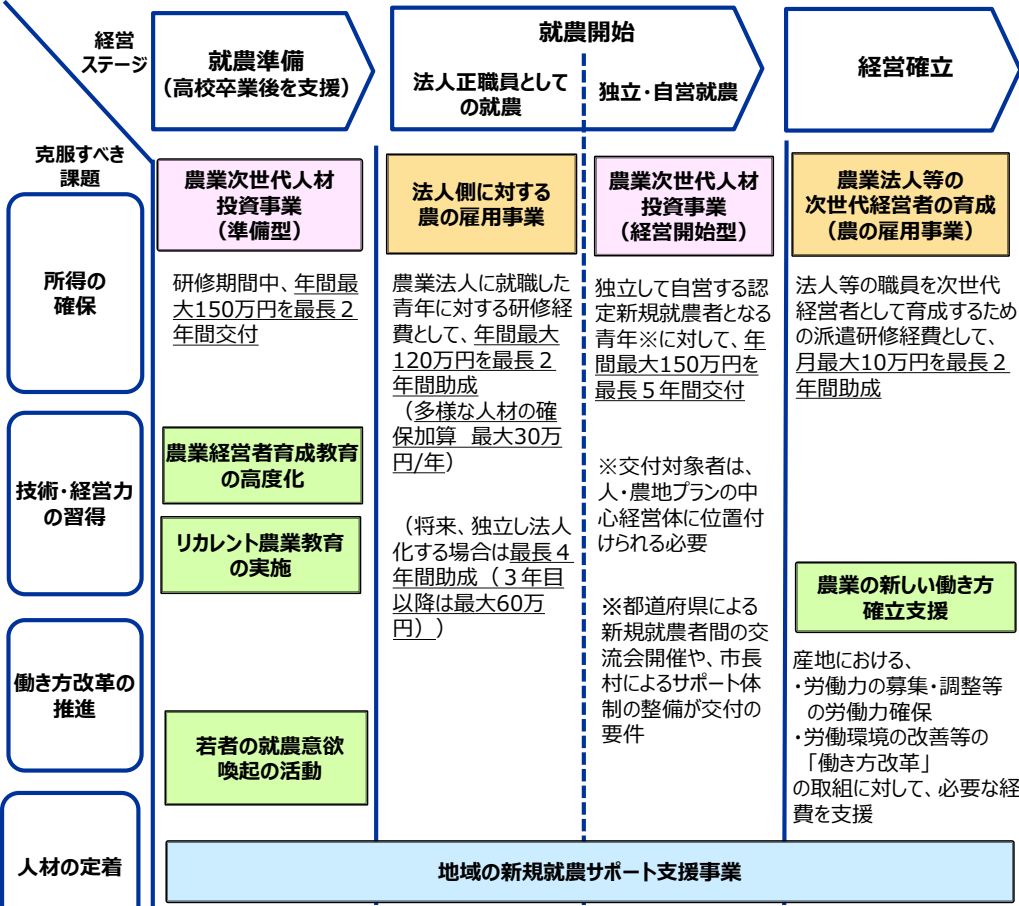
### <事業の内容>

1. 農業次世代人材投資事業 16,006 (15,470) 百万円
- 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の経営確立を支援する資金を交付します。
2. 地域の新規就農サポート支援事業 200 (－) 百万円
- 地域のサポート機関が就農希望者に対して行う就農準備段階の指導、経営開始時の相談対応などの一貫したサポート体制づくりを支援します。
- 農業に関心のある者に対する短期就業体験の提供や新規就農相談会の開催を支援します。
3. 農の雇用事業 4,627 (4,958) 百万円
- 農業法人等が働きやすい職場環境を整備しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修、新たな法人設立に向けた研修や多様な人材の確保等を支援します。
- 農業法人等による従業員等の派遣研修を支援します。
4. 農業経営確立支援事業 422 (575) 百万円
- 若者の就農意欲を喚起する活動や労働力確保と農業の「働き方改革」を一体的に推進する取組を支援します。
- 学生等に農業経営者育成教育を行う地域の中核農業教育機関の教育内容の高度化や実践的なリカレント農業教育の実施を支援します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

＜対策のポイント＞

改正入管法の下での農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野における外国人材の確保、地域への定着と適正な受入れに向けて、**外国人材の知識及び技能を確認するための試験を実施**するとともに、**就労する外国人材が働きやすい環境の整備等を支援**します。

＜政策目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れ
- 就労する外国人材が働きやすい環境の整備の推進

＜事業の内容＞

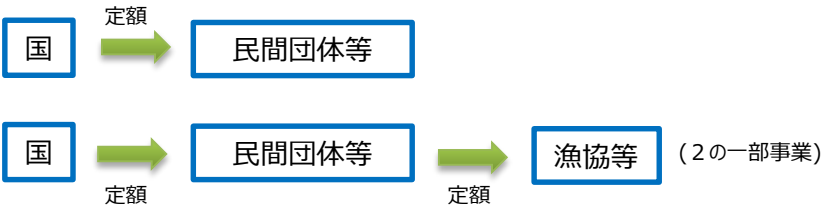
1. 技能試験の円滑な実施

- 外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新、実施を支援**します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、**優良事例の収集・周知や相談窓口の設置等の取組を支援**します。

＜事業の流れ＞



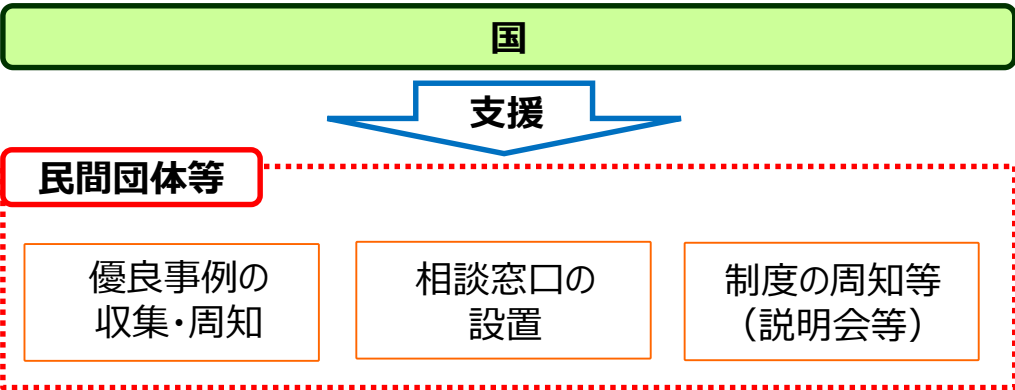
＜事業イメージ＞

1. 技能試験の円滑な実施

日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の実施。



2. 外国人材が働きやすい環境の整備



【お問い合わせ先】  
(農業分野) 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)  
(漁業分野) 水産庁企画課 (03-6744-2340)  
(飲食料品製造業分野) 食料産業局食品製造課 (03-6744-2397)  
(外食業分野) 食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室 (03-6744-7177)



＜対策のポイント＞

女性の活躍により収益の向上につなげていくため、地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成や女性による事業活用等を促進し、女性が能力を発揮し活躍できるよう支援します。

＜政策目標＞

女性農林漁業者の活躍の推進

＜事業の全体像＞

1 女性農林漁業者の活躍推進を支援

- ◇女性が変わる未来の農業推進事業 75（79）百万円  
地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成及び子育て世代の女性農業者をサポートする地域のネットワークづくりを支援
- ◇多様な担い手育成事業 38（31）百万円の内数  
女性の林業への参入・定着を促進するため、林業体験の実施や女性林業者の起業活動のためのネットワーク構築等への支援、女性林業者の活躍促進のための課題解決を推進
- ◇浜の活力再生・成長促進交付金のうち浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち漁村女性活躍推進事業 19（21）百万円  
漁村地域における女性の活躍を推進するため、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発・販売等の実践的な取組等を支援

2 女性農業者等が積極的に採択されるように配慮＜事業に応募した場合等に配分ポイントの加算・要件緩和＞

- ◇強い農業・担い手づくり総合支援交付金等 23,020（23,024）百万円の内数  
産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援
- ◇多面的機能支払交付金（※） 48,652（48,652）百万円の内数  
地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

3 女性の活躍推進に資する環境整備等を支援

- ◇6次産業化の推進 3,065（2,134）百万円の内数  
農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発や販路開拓等を支援
- ◇持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進事業 29（30）百万円  
農作業事故の防止に向け、農業者一人一人に対して効果的に訴えかけ、安全意識を高めていく取組を支援
- ◇農山漁村振興交付金 9,805（9,809）百万円の内数  
農山漁村におけるコミュニティ機能の向上や定住の促進等を図るための取組を支援
- ◇農の雇用事業（※） 4,627（4,958）百万円の内数  
農業法人等が、男女別トイレやシャワーの設置など働きやすい職場環境を整備しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修等を支援
- ◇機構集積支援事業 3,021（2,864）百万円の内数  
農業委員等の資質向上のための研修の実施や女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動を支援
- ◇浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業 1,981（5,203）百万円の内数  
「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備等を支援

## &lt;対策のポイント&gt;

地域の農業界を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を支援します。また、ワークシェアの考え方を取り入れつつ女性農業者の託児や農作業代替を地域で一体的にサポートするネットワークの構築を支援し、女性にとって魅力ある職業として農業が選択されることを目指します。

## &lt;政策目標&gt;

農業法人の役員に占める女性の割合を30%に増加〔令和2年度まで〕

## &lt;事業の内容&gt;

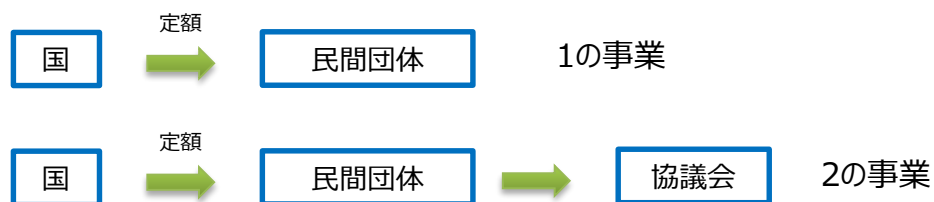
## 1. 女性農業地域リーダー育成支援 40（42）百万円

- 経営力向上や地域農業の発展のための問題意識をもった女性農業者を対象とした研修等の実施により、地域の農業界を牽引するリーダーとしての資質を備えた女性農業経営者を育成します。

## 2. 農業における子育て地域ネットワークへの支援 35（-）百万円

- 若手女性農業者と地域の女性等によるワークシェアの考え方を取り入れつつ女性農業者の託児や農作業代替を地域で一体的にサポートするネットワークの構築を支援することにより、女性農業者の子育てと仕事の両立を支援し、働きやすい環境を整備します。

## &lt;事業の流れ&gt;



## &lt;事業イメージ&gt;

## 1 女性農業地域リーダー育成支援



研修

女性農業者を対象に  
 ・リーダーシップ能力の向上  
 ・ブランディング手法の習得  
 ・先進地における研修・調査  
 ・課題解決型テキストの作成等を実施

## 2 農業における子育て地域ネットワークへの支援



女性農業者の託児と農作業を地域で一体的にサポートする地域ネットワークの構築のため  
 ・先進事例の調査  
 ・模範となる普及モデルの検討  
 ・モデル地区実証 等を実施

リーダーとしての資質を備えた女性農業者を育成

女性農業者の子育てと仕事の両立を支援

女性にとって魅力ある職業としての「農業」を実現

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6600）

＜対策のポイント＞

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。

＜政策目標＞

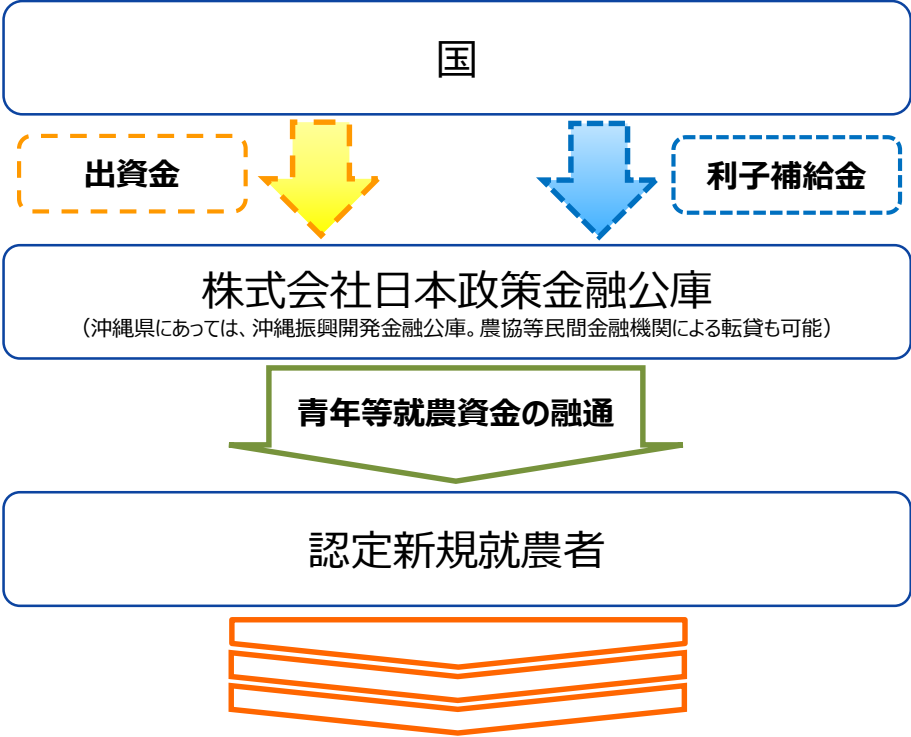
40代以下の農業従事者を40万人に拡大〔令和5年まで〕

＜事業の内容＞

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

- （1）貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者。  
※青年、知識・技能を有する者、これらの者が役員の過半を占める法人。農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。
- （2）資金使途：施設、機械等の取得等（農地等の取得は除く）
- （3）貸付限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- （4）貸付利率：法定無利子
- （5）償還期限：17年以内（据置期間5年以内）
- （6）担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要
- （7）貸付主体：株式会社日本政策金融公庫  
（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）
- （8）融資枠：142（135）億円  
（うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠2（2）億円）

＜事業イメージ＞



新規就農者の就農・定着を促進

〔予算事業〕

- 1. 青年等就農資金利子補給金 225（178）百万円
  - 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業経営を開始するための資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
- 2. 青年等就農資金円滑化業務出資金 63（60）百万円
  - 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業経営を開始するための資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。

〔お問い合わせ先〕 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

## <対策のポイント>

農協の公認会計士監査コストの合理化を図るための支援や、農協の准組合員の事業利用規制の在り方に関する実態調査を実施します。

## <政策目標>

- 農協の公認会計士監査への円滑な移行
- 准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について、検討し結論を得る

## <事業の内容>

### 1. 農協の監査コストの合理化支援 150（203）百万円

- 農協の公認会計士監査への移行に伴い、監査コストの合理化を図るための農協の主体的な取組を支援します。

### 2. 准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査 8（10）百万円

- 農協の准組合員の事業利用規制の在り方の検討に資するよう、各地域における生活インフラの利用実態について現地調査を行います。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### <農協の監査コストの合理化支援>

#### 令和元年度事業

監査コストが上がると見込まれる40県域を対象に

- ① 特に課題が大きいと見込まれる農協に対するコンサル活動を実施するとともに、
- ② コンサル活動で得られた知見に基づき、研修会・説明会を実施



#### 令和2年度事業

各地域の農協の実態に応じた課題を克服できるよう、農協の実情や会計監査に知見を有する者が、監査コストの合理化の具体化策について調査し、そこで得られた知見を他の農協へも周知



＜対策のポイント＞

被用者年金制度の一環として年金給付を行う農林漁業団体職員共済組合（農林年金）制度の円滑な運営のため、必要な経費を補助します。

＜政策目標＞

被用者年金制度の一環として年金給付を行う農林年金制度の円滑な運営を確保

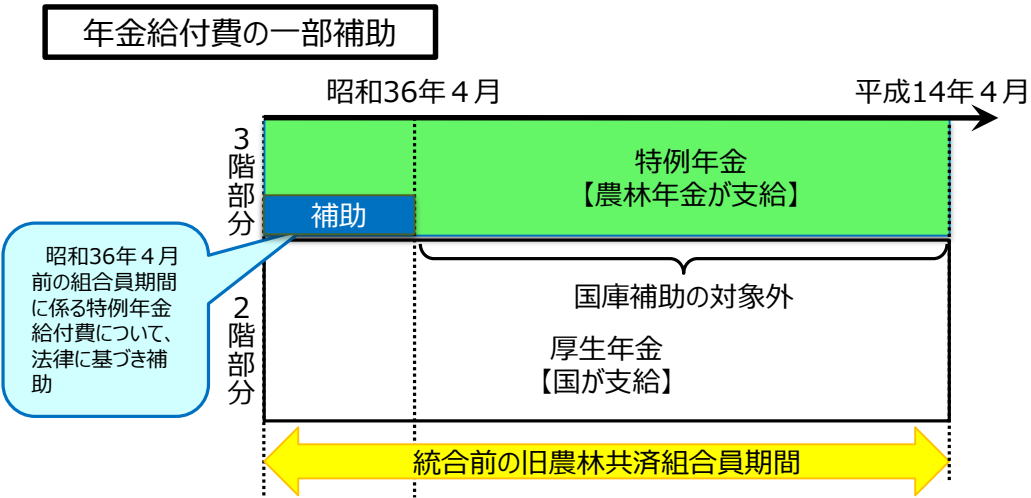
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 年金給付費の一部補助 536（133）百万円

- 昭和34年に設立された農林年金は、平成14年4月の厚生年金保険制度との統合後も、被用者年金制度の一環として、統合前に農林年金の組合員であった方を対象に特例年金を給付（職域年金相当部分（3階部分））しております。  
また、令和2年度からは、平成30年農林年金廃止法の一部改正法（平成30年法律第31号）の施行により、特例年金に代えて特例一時金（将来分の特例年金の現価相当額を一括で支給）を給付します。  
他の被用者年金制度と同様に、農林年金制度が基礎年金としての役割を担っていた国民年金制度発足以前（昭和36年4月前）の組合員期間に係る年金給付費の一部を補助します。

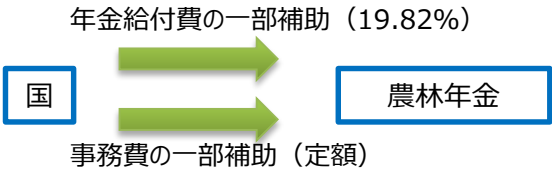
年金給付費の一部補助



2. 年金給付事務に係る事務費の一部補助 77（81）百万円

- 他の被用者年金制度と同様に、農林年金が特例年金及び特例一時金を給付するための事務費の一部を補助します。

＜事業の流れ＞



# 農業近代化資金の金利負担軽減措置

【令和2年度予算額 3,958百万円の内数】  
(令和2年度融資枠 410億円)

## <対策のポイント>

農業近代化資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

## <政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 対象者

- 認定農業者

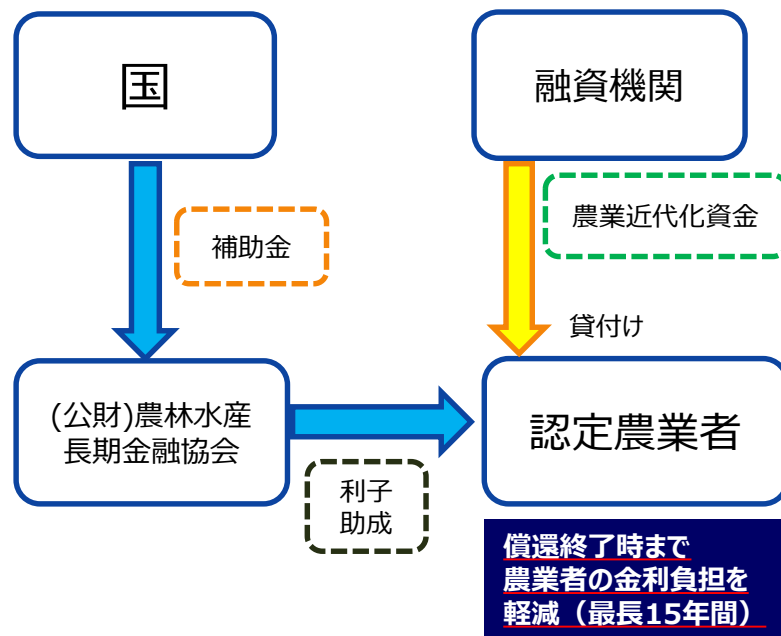
### 2. 措置内容等

- ① 対象資金  
農業近代化資金
- ② 貸付限度額  
個人 1,800万円  
法人 2億円
- ③ 償還期限  
資金使途に応じ7～15年以内（うち据置期間2～7年以内）
- ④ 融資枠  
410億円
- ⑤ 金利負担軽減措置  
スーパーL資金の貸付金利と同水準となるよう金利負担を軽減  
（軽減措置の適用は、個人1,800万円、法人3,600万円まで）

### <取扱融資機関>

農協、信用農協連合会、農林中央金庫、  
銀行、信用金庫、信用組合

### <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課（03-6744-2165）

# スーパーL資金の金利負担軽減措置

【令和2年度予算額 3,958百万円の内数】  
(令和2年度融資枠 900億円)

## <対策のポイント>

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

## <政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

### <事業の内容>

#### 1. 対象者

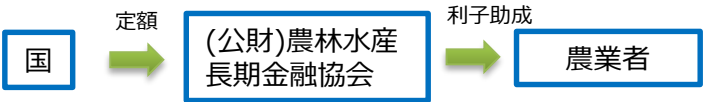
- 以下のいずれかの要件等を満たす認定農業者
- 実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者
  - 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

#### 2. 措置内容等

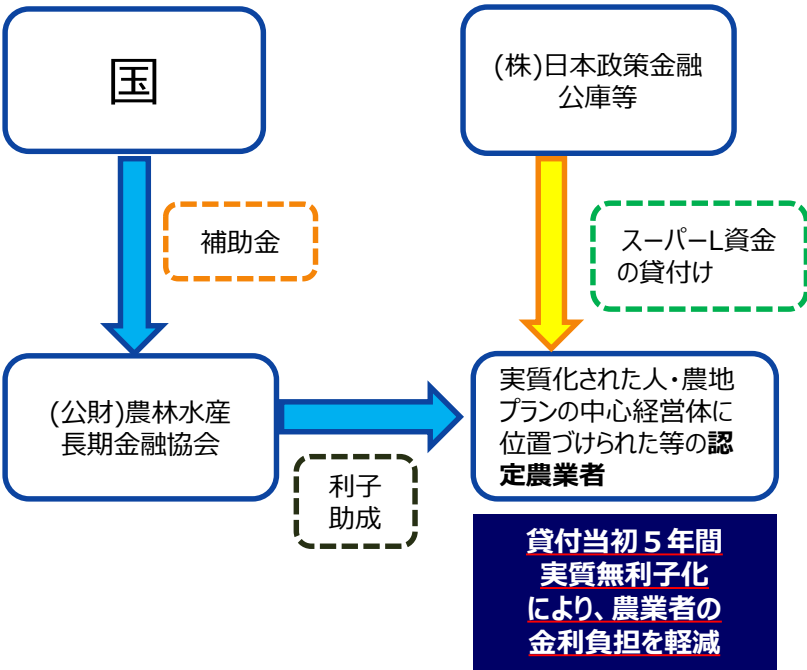
- ① 対象資金  
スーパーL資金
- ② 貸付限度額  
個人 3億円（複数部門経営等は6億円）  
法人10億円  
（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）
- ③ 償還期限  
25年以内（うち据置期間10年以内）
- ④ 融資枠  
900億円
- ⑤ 金利負担軽減措置  
最大20億円まで貸付当初5年間実質無利子化  
（最大2%引下げ）

<取扱融資機関> 株式会社日本政策金融公庫  
（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）

#### <事業の流れ>



### <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課（03-6744-2165）

＜対策のポイント＞

甚大な自然災害により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

＜政策目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 対象者

甚大な自然災害により被害を受け資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

2. 措置内容等

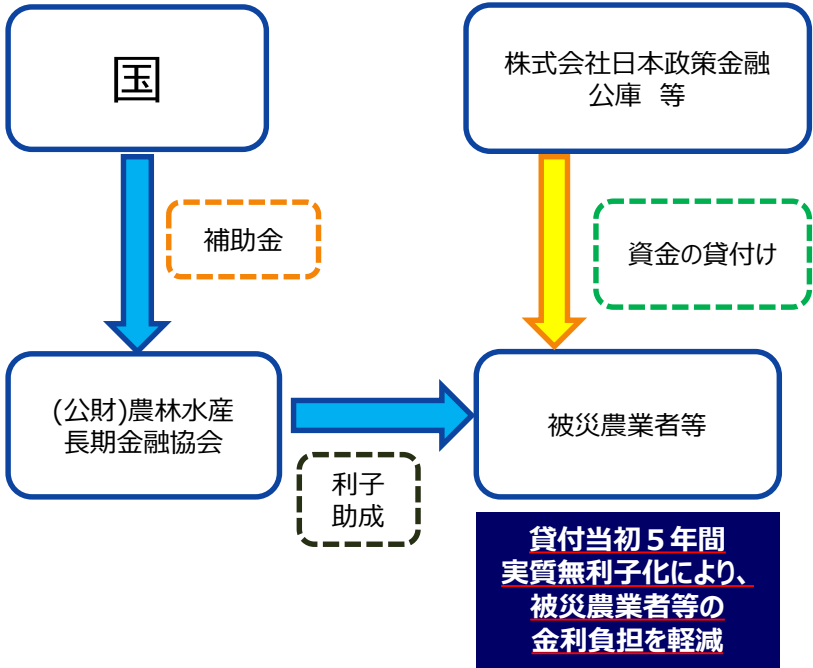
- ① 対象資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
  - ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
  - ・経営体育成強化資金
  - ・農林漁業施設資金
  - ・農業基盤整備資金
  - ・農業近代化資金

- ② 融資枠  
100億円

- ③ 金利負担軽減措置  
貸付当初5年間実質無利子化（最大2%引下げ）

＜取扱融資機関＞ 株式会社日本政策金融公庫  
(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)  
農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

＜事業の流れ＞



# スーパーS資金の金利負担軽減措置（農業経営改善利子補給金交付事業）

【令和2年度融資枠 140億円】

## <対策のポイント>

意欲と能力のある農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、基金協会が貸付原資として借り入れた資金に対し利子補給金を交付します。

## <政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 対象者

認定農業者

### 2. 措置内容等

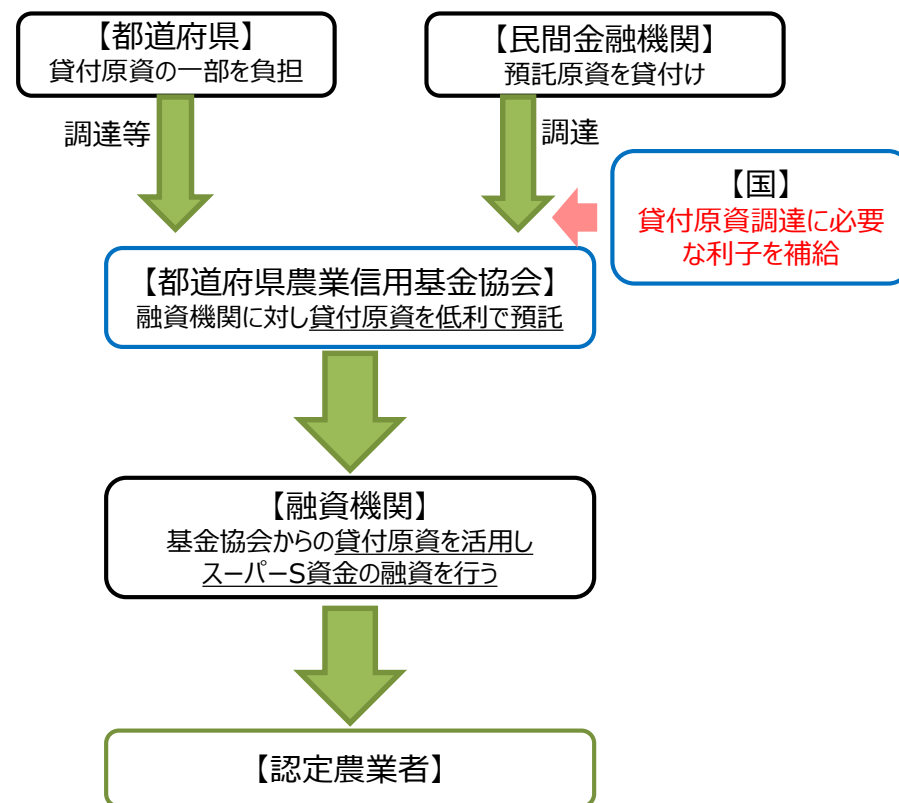
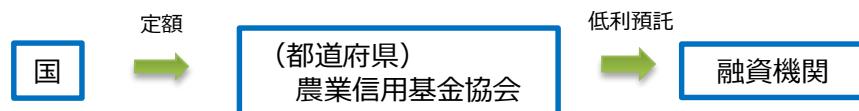
- ① 対象資金：スーパーS資金
- ② 資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金（既往負債の借換えは含まない。）
- ③ 極度額等の上限：個人：500万円、法人：2千万円
- ④ 措置内容

民間金融機関のスーパーS資金を融通するため、都道府県農業信用基金協会が融資機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた資金に対し利子補給金を交付。

### <取扱金融機関>

農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

### <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課（03-6744-2165）



＜対策のポイント＞

甚大な自然災害により被害を受けた農業者が経営再建のために借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会に当該資金に係る保証料免除相当額を補てん等することにより、農業者の経営再建に必要な資金の融通を円滑にします。

＜政策目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

1. 対象者

甚大な自然災害により被害を受け資金を必要とする農業者等であって、当該被害について、被害内容の証明を市町村長からうけたもの

2. 措置内容等

(1) 対象資金：農業近代化資金

(2) 措置内容

① 被災農業者支援対策

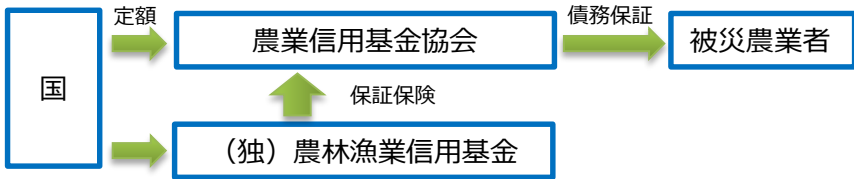
甚大な自然災害により被害を受けた農業者の経営再建に必要な農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。

② 大規模災害被災農業者支援対策

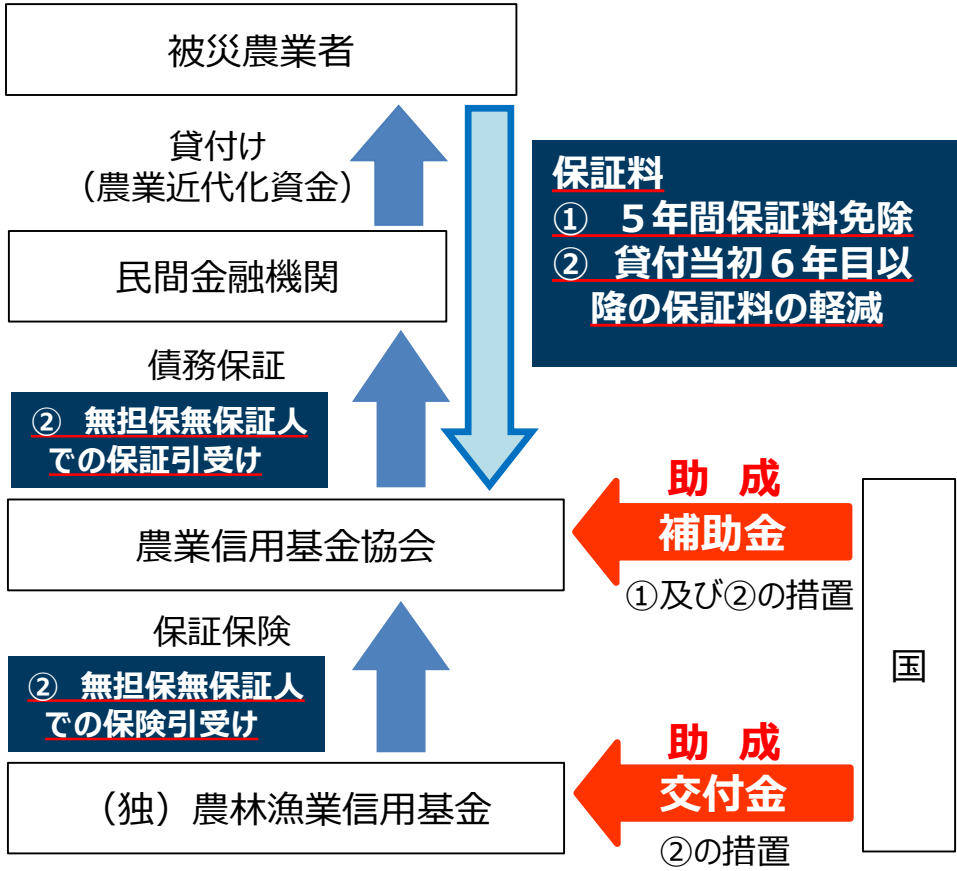
令和元年台風19号により被害を受けた農業者の経営再建に必要な農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会が実質無担保無保証人で債務保証の引受けができるよう、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するとともに、①に加え6年目以降の保証料の一部（無担保保証料と有担保保証料の差額相当額）を減免するための補助金等を交付。

＜事業実施機関＞（都道府県）農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

収益性の低い農林水産業者等の資金繰りを支援する観点から、株式会社日本政策金融公庫に対し補給金を交付することにより、政策と一体となった長期・低利資金等の融通による意欲ある農林水産業者等の育成・確保等の実現を図ります。

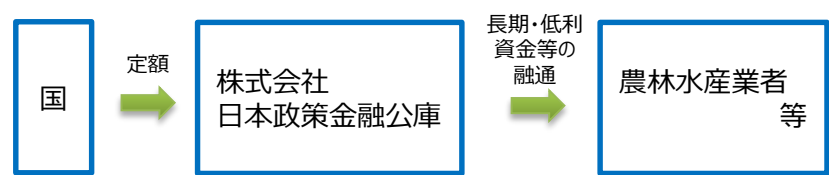
＜政策目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

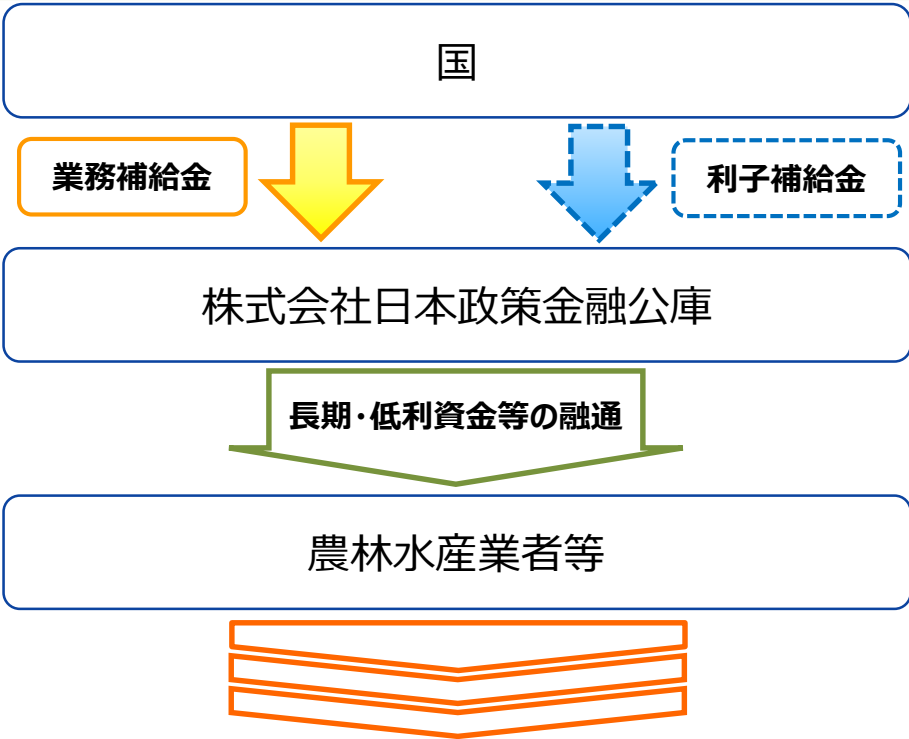
＜事業の内容＞

- 1. 農林水産業者向け業務補給金 16,133 百万円  
意欲ある農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が長期・低利資金を融通する際に生ずる金利に上乗せできないコストについて、所要額を補給金として交付します。
- 2. 農業改良資金利子補給金 119 百万円 融資枠 14億円  
生産・加工・販売分野におけるチャレンジ性のある取組を行う一定の農業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業改良資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
- 3. 担い手育成農地集積資金利子補給金 438 百万円 融資枠 100億円  
農業生産基盤の整備等に関する事業を契機として、農用地の利用集積に取り組む地域に対し、株式会社日本政策金融公庫が当該事業に係る農家負担分を無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
- 4. 青年等就農資金利子補給金 225 百万円 融資枠 140億円  
新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業経営を開始するために必要な資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



意欲ある農林水産業者等の育成・確保

<対策のポイント>

後継農業者が農業経営を継承するにあたって、経営資産を取得するために必要となる経営者保証人等の担保提供や資金の借入に係る都道府県農業信用基金協会の債務保証の保証料の負担を軽減し、実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者の円滑な経営継承を支援します。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 対象者

実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者であって、農業経営相談所の専門家による確認を経た継承計画により、経営継承を実行する後継農業者。

2. 措置内容等

(1) 対象資金

農業近代化資金等の農業経営に必要な資金

(2) 措置内容

① 経営者無保証人化等支援事業

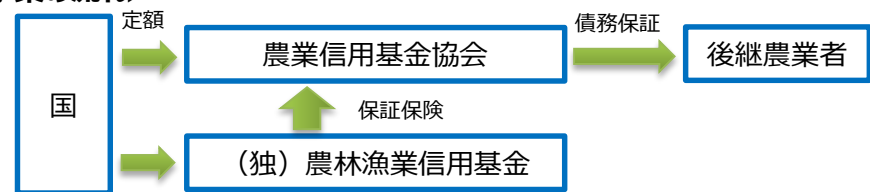
後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、経営者保証及び担保提供に係る負担を免除するために、**農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための補助金及び交付金を交付。**

② 後継農業者保証料負担軽減事業

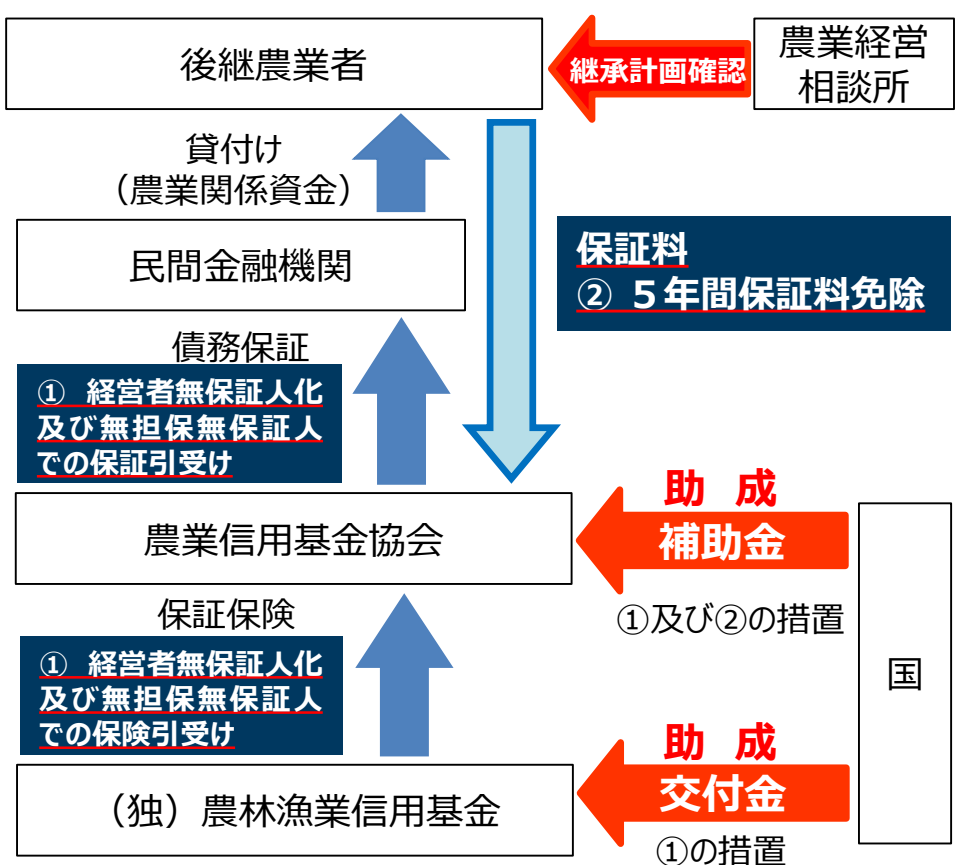
後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、**農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。**

<事業実施機関> (都道府県) 農業信用基金協会、(独) 農林漁業信用基金

<事業の流れ>



<事業イメージ>



＜対策のポイント＞

東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して、復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

＜政策目標＞

被災農業者等への資金調達の円滑化による農業経営の復旧・復興

＜事業の内容＞

1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 894百万円

- 被災農業者等が株式会社日本政策金融公庫等の災害復旧・復興関係資金を借り入れる際の返済負担を最小限とするため、**借入金利が実質無利子（最長18年間）**となるよう利子助成金を交付します。

2. 農業経営復旧・復興対策特別保証事業 16百万円

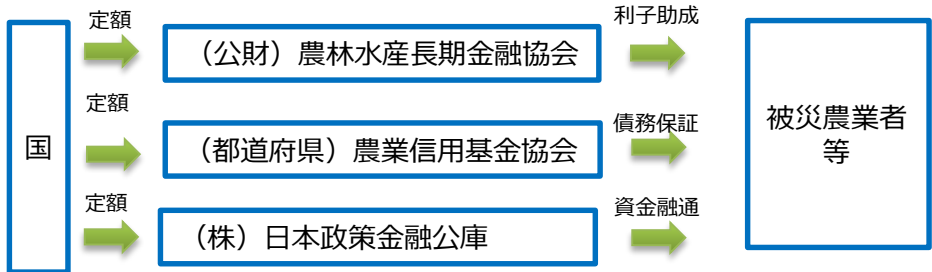
- 復旧・復興のための取組に必要な資金を借り入れる被災農業者に対して、農業信用基金協会が**債務保証をする際の保証料の引下げ（免除）**に必要な資金を交付します。

3. 株式会社日本政策金融公庫補給金 16百万円

- 被災農業者等に対し法定無利子資金（注）を融通した株式会社日本政策金融公庫に対し、利子補給金を交付します。

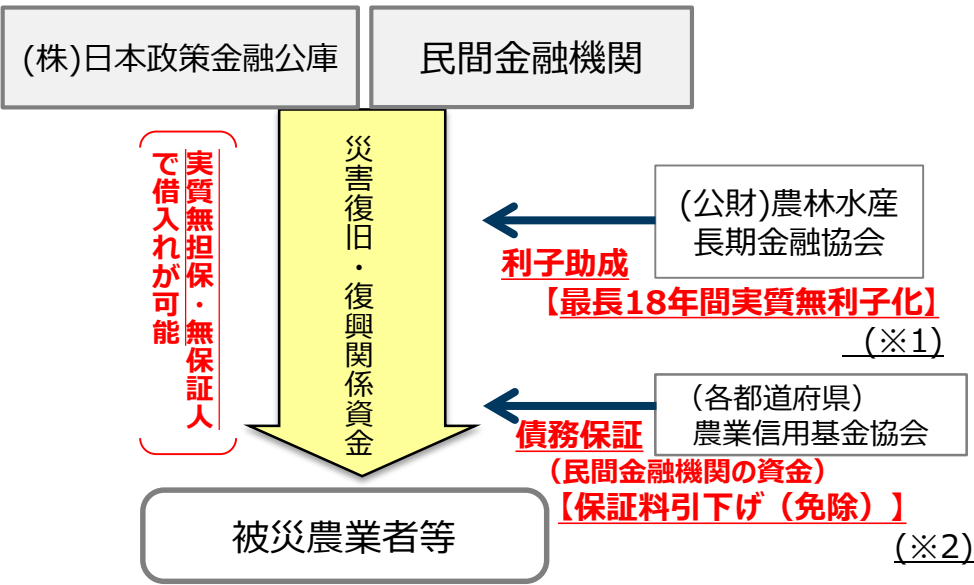
（注）担い手育成農地集積資金、農業改良資金

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【資金借入れの流れ】



（※1）農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業

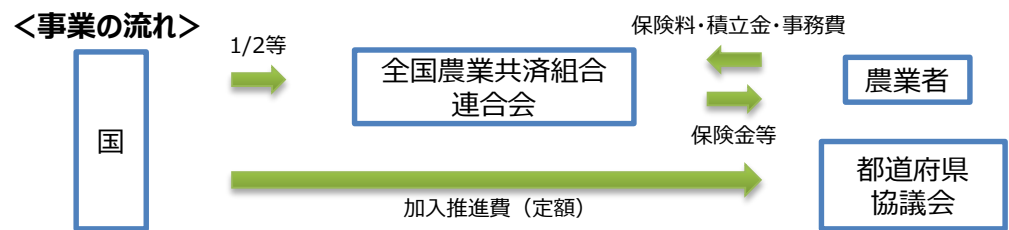
（※2）農業経営復旧・復興対策特別保証事業

＜対策のポイント＞  
品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を実施します。

- ＜政策目標＞
- 法人経営体数を5万法人に増加 [令和5年まで]
  - 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

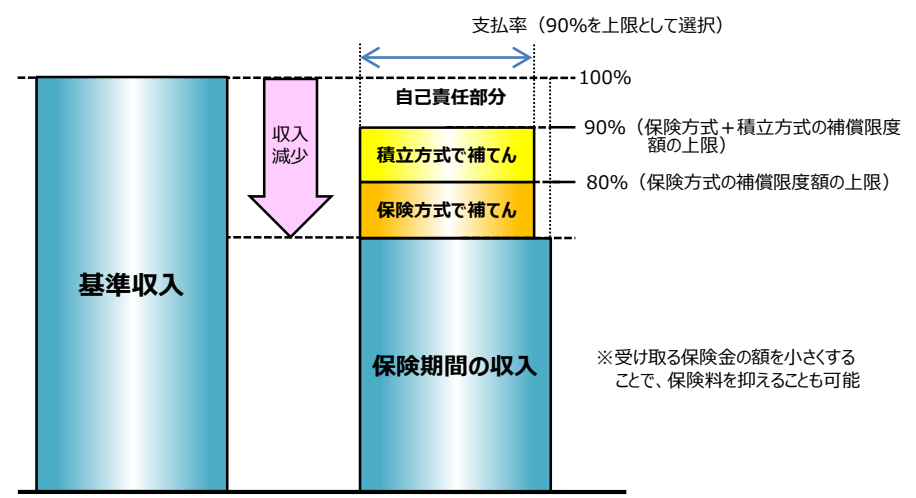
＜事業の内容＞

- 1. 農業経営収入保険料国庫負担金 4,179 (2,660) 百万円**  
○ 保険方式について、**農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担**します。
- 2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 15,089 (16,326) 百万円**  
○ 積立方式について、**農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担**します。
- 3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,246 (1,623) 百万円**  
○ 収入保険制度の実施主体である**全国農業共済組合連合会（全国連合会）**に対し、**収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担**します。
- 4. 収入保険加入推進支援事業 360 (－) 百万円**  
○ 全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制（都道府県協議会）を構築して取り組む収入保険の**加入推進活動を支援**します。
- 5. 共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業 230 (－) 百万円**  
○ 農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、**全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援**します。



＜事業イメージ＞

【収入保険制度の仕組みの概要】  
収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。  
具体的には、  
① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、  
② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。



過去5年間の平均収入（5中5）を基本  
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定  
(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合



- <対策のポイント>
- 農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補てんする農業共済事業を実施します。
- <政策目標>
- 共済金の早期支払の観点から、次の割合を100%とします。
- 水稻及び麦は共済金が年内に支払われる農業者数の割合

○ その他の品目（果樹、畑作物等）は共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に実施する割合

<事業の内容>

1. 共済掛金国庫負担金50,110（50,110）百万円

○ 農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金33,680（34,777）百万円

○ 農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

<事業の流れ>

国

1/2等

農業共済団体等

共済掛金・賦課金

農業者

共済金

<事業イメージ>

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

| 共済事業   | 対象品目等                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 農作物共済  | 水稻、陸稻、麦                                                                       |
| 家畜共済   | 牛、馬、豚                                                                         |
| 果樹共済   | うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル |
| 畑作物共済  | ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭                      |
| 園芸施設共済 | 園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）                                                          |

対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

【お問い合わせ先】

（1の事業）経営局保険課（03-6744-2175）

（2の事業）経営局保険監理官（03-3502-7380）